

平成 29 年 3 月 1 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3・4号機再稼働禁止仮処分第1回審尋の開催について

本日14時30分から、佐賀地方裁判所において、標記仮処分の第1回審尋が行われました。

現在、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手とした訴訟が係属しておりますが、本件は、その原告の一部が、玄海原子力発電所3・4号機の再稼働の禁止を求めて平成29年1月27日に仮処分を申立てたものです。

今回、当社は、答弁書を提出し、仮処分申立書における債権者らの主張が、同発電所の危険性を抽象的に示すにとどまり、放射性物質の異常な放出が生じる具体的危険性について主張されていないことから、申立ての速やかな却下を求めました。

また、同発電所は、地震、津波等の自然的立地条件の影響を把握した上で安全性が確保できるように十分に余裕を持った設計及び建設を行い、運転開始以降も安全性を確保していること、さらに福島第一原子力発電所の事故を踏まえた対策を一層強化することなどによって、放射性物質の周辺環境への異常な放出が生じる具体的危険性がない旨を主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上